

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第136回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)	総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時	令和4年5月30日(月) 午後2時から午後3時まで		
開催場所	Web会議		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	3人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主査)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	-		
会議次第	<p>議 題</p> <p>1 第135回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について</p> <p>(2) 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について</p> <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)</p> <p>4 その他</p>		

主な内容は次のとおり

1 第135回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第135回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

○個人情報保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について

○相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について
事務局から次の審議事項について説明した。

ア 諮問事項2

④審議会への諮問（訂正）

イ 諮問事項3

①審査会の手続に係る規定について

②審査会及び審議会の委員の守秘義務に係る規定について（訂正）

③運用状況の公表に係る規定について

ウ その他の事項について

①（仮称）相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会条例の制定について

②議会の取扱いについて

③死者に関する情報の取扱いについて

④現行条例における本市独自の規定の取扱いについて

⑤照合の容易性について

⑥適用除外

エ 相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における「公文書」の定義について

オ 安全管理に係る体制について

事務局からの説明の後、調査審議が行われた。

（下重委員）追加資料⑦8頁では、改正個人情報保護法の中では、適用除外となる施設として公文書館、研究所、博物館などが書き込まれている。一方、9頁では、現在の情報公開条例や公文書管理条例の「公文書」の定義のうち今日、議論になっているのは（2）であるが、その下の（3）では、「図書館、博物館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの」が開示請求の適用除外になると規定されている。この部分の規定を改正法と合わせなくていいのかなということが気になる。現在、本市の条例では先ほど申し上げたとおり「図書館、博物館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの」と規定されているが、改正法はもう少し具体的に記載していて首長が指定するものも含まれている。本来は、この平仄が合っていなければならないものと考えているが、いかがでしょうか。

（会長）条例改正に係る文言の話であると考えてるので、事務局からご説明いただきたい。

(事務局) 改正法では、公文書館等において特別の管理がされているものが公文書には当たらないこととなっており、本市でもそのような取扱いをしている歴史的公文書は非開示となる。しかし、公文書館等において特別の管理がされていない歴史的公文書については、公文書に当たることから、情報公開条例の非開示情報として考え、引き続き非開示としたい。「図書館、博物館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの」という規定が法律の文言と異なっている点について、今後、条例上の文言を検討していくこととしたい。

(下重委員) 公文書管理法の文言については、関係法令の規定とかなりすり合わせをしている。本市の公文書管理条例は、法律に比べるとしっかりと書き込まれていないように思う。国の法令と平仄を合わせるように整理をしてもらいたい。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

事務局からの報告の後に、次の質問があった。

(会長) 会議資料として変更登録の部があるが、資料2の1枚目の表は、変更の欄がすべて0（ゼロ）となっている。両者は直接の関係はないということか。

(事務局) 取扱事務数、個人の類型数及び文書件数については変更がなく、事務担当課の名称などの記載事項が変更になっているため、変更の欄がすべて0（ゼロ）となっている。

4 その他

次回の審議会を6月30日（木）に開催することを伝え、事務局として答申案を作成し、次回の審議会において審議する予定であることを伝えた

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿
 (令和4年5月30日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	欠席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで